日 調 連 発 第 ５ ２ 号
令 和 ３ 年 ５ 月 １ １ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和３年経済センサス－活動調査への協力について（依頼）

この度、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり標記調査への協力に係る依頼がありましたので、貴会会員への周知につきましてご協力をお願いします。

別　添

事　務　連　絡
令和３年４月２８日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

法務省民事局民事第二課

令和３年度経済センサス－活動調査への協力について（依頼）

平素から，法務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして，別添のとおり，総務省統計局及び経済産業省大臣官房調査統計グループから法務省民事局宛て協力依頼がありました。

本調査は，全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し，我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに，事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施するものであり，その調査対象には，貴会，各単位会及び会員も含まれます。

本調査においては，訪問又は郵送により調査票の配布があり，本調査票への回答が必要となりますので，その旨各単位会宛て周知していただくとともに，貴会におかれましても，御協力方よろしくお取り計らい願います。

また，事業所への調査活動として，調査員が施設内へ立ち入る場合があるところ，その際には調査員証の提示により立ち入りを許可していただきますよう，各単位会宛て周知及び御協力をお願いします。

現下の厳しい状況の中大変恐縮ではございますが，御理解，御協力のほどお願い申し上げます。

官　印　省　略
総統経セ第２３号
２０２１０３３０統第１号
令和３年４月１２日

法務省民事局長　殿

総　務　省　統　計　局　長

経済産業省大臣官房調査統計グループ長

令和３年経済センサス－活動調査への協力について（依頼）

総務省及び経済産業省は、令和３年６月に全ての事業所・企業を対象とした令和３年経済センサス－活動調査を実施いたします。

経済センサス－活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として５年に一度実施しています。

今回の調査は、令和２年暦年の経理項目を調査することとなるため、新型コロナウイルス禍における経済活動の実態を把握する重要な調査となります。

つきましては、現下の厳しい状況の中で大変恐縮ではございますが、令和３年経済センサス－活動調査の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、別紙について関係団体等を通じて会員へ周知いただきたくお願い申し上げます。

【 事務担当 】
経済産業省大臣官房調査統計グループ
構造統計室経済センサス班
TEL：03（3501）6606
Ｅメール： e-census@meti.go.jp

別 紙

経済センサス－活動調査に係る協力依頼事項

1　事業所構内に所在する民営事業所に対する調査員の立入りについて

貴省又は貴管下関係官署の食堂や売店等の民営事業所への調査活動として、調査員が施設内に立ち入る必要があります。その際、調査員証（別添）を提示することで立入りを許可していただく等の御配慮をお願いします。

2　所管する独立行政法人等への調査実施及び事業所構内への調査員の立入りの周知について

(1)　貴省所管の独立行政法人等も調査対象であり、調査票への回答が必要となりますので、その旨の周知をお願いします。

(2)　貴省所管の独立行政法人等の事業所構内に所在する事業所への調査活動として、調査員が施設内に立ち入る必要があります。その際、調査員証（別添）を提示することで立入りを許可していただくよう周知をお願いします。

3　所管行政の関係団体等（日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会など）への調査実施、関係団体を通じた企業等への調査実施及び調査員の立入りの周知について

(1)　貴省所管行政の関係団体等も調査対象であり、調査票への回答が必要となりますので、その旨の周知をお願いします。

(2)　貴省所管行政の関係団体等を通じて、関係企業等（個人の司法書士事務所等も含む）に対し調査の実施及び調査票への回答が必要である旨の周知をお願いします。

(3)　貴省所管行政の関係団体等を通じて、関係企業等（個人の司法書士事務所等も含む）の事業所構内に所在する事業所への調査活動として、調査員が施設内に立ち入る必要があります。その際、調査員証（別添）を提示することで立入りを許可していただくよう周知をお願いします。

【 事務担当 】
経済産業省大臣官房調査統計グループ
構造統計室経済センサス班

TEL：03（3501）6606
Eメール： e-census@meti.go.jp

【別添】

調査員証（参考様式）

【調査名を表題に含めた場合】　（表面）

第　　号

写真

縦　4.0cm
横　3.0cm

令和３年経済センサス‐活動調査

政府統計

氏名　○　○　○　○

この者は、令和３年経済センサス‐活動調査の調査員であることを証明する。

任命期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

年　月　日

○　○　○　知　事

【調査名を表題に含めない場合】　（表面）

第　　号

写真

縦　4.0cm
横　3.0cm

統計調査員証

政府統計

（調査名）令和３年経済センサス‐活動調査

（氏　名）○　○　○　○

この者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。

任命期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

年　月　日

○　○　○　知　事

（裏面）

注意事項

1　この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3　この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4　この証票は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法(抄)

第13条　行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
2　前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（中略）
二　第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

この調査は、総務省及び経済産業省が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。

【参考】

令和３年経済センサス - 活動調査の概要

【調査の目的】

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。

【調査の対象】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所等を除く全ての事業所・企業

【調査の方法】

調査は「調査員調査」と「直轄調査」による二つの方法で行います。

ア　調査員による調査

・都道府県知事が任命する調査員が個人経営企業の事業所や新設された事業所等に訪問して調査票を配布します（５月）。

・回答は、インターネット、郵送又は調査員への提出により行います（６月）。

イ　直轄調査（総務省・経済産業省、都道府県、市による調査）

・支社等を有する企業の本社等に調査票を郵送することにより行います（５月）。

・回答は、インターネット又は郵送により行います（６月）。

《調査員による調査活動》

・調査対象の確認：令和３年５月中旬～

※　調査員が別添の調査員証を携帯の上、担当調査区内をくまなく巡回し、「調査区内事業所名簿」に印字されていない事業所の確認等、対象となる民営事業所の活動状況を漏れなく把握

・調査票の配布：令和３年５月下旬～５月末

※　調査区内の個人経営企業の事業所や新設された事業所、一部の単独事業所企業等に対して調査票を配布

・調査票の回収：令和３年６月１日～

【調査の期日】

令和３年６月１日現在

【調査事項】

〔産業共通の基本的事項〕

・事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理事項等

〔産業別の特性事項〕

・製造業：製品出荷額、在庫額、加工賃収入額、原材料・燃料・電力の使用額等

・卸売業、小売業：年間商品販売額、商品手持額、店舗形態、売場面積、営業時間等　など

【結果の公表】

① 公表の方法：インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

② 公表の時期：速報集計結果は令和４年５月末日までに、確報集計結果は令和４年９月頃から順次公表予定です。